

施設等利用給付認定申請の手引き

有田町子育て支援課

■施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化に当たり、新制度未移行の幼稚園(有田町内には該当する園はありません)の利用料や、幼稚園や認定こども園(教育部分)の預かり保育の利用料、認可外保育施設等の利用料に係る給付を受けるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。なお、教育・保育給付認定(現行の支給認定)で2・3号認定を受けている方、1号認定を受けている方で預かり保育を利用されない方は、申請の必要はありません。

◆施設等利用給付認定

認定	利用可能施設等	保育の必要性	対象年齢
新1号	新制度未移行の幼稚園、特別支援学校	なし	満3歳児クラス、3歳～5歳児
新2号	預かり保育(幼稚園・認定こども園(教育部門)・特別支援学校)、一時預かり、病児保育、認可外施設、ファミサポ等	あり	3歳児～5歳児
新3号			0歳児～2歳児(満3歳児クラス含む。)のうち、町民税非課税世帯

■幼児教育・保育無償化の対象と範囲

上記の施設等利用給付認定を受けることにより、幼児教育・保育の無償化の対象となる範囲は以下の表のとおりです。なお、表中の上限額は1月あたりの上限額であり、上限額を超えた分については利用者の負担となります。

(※)保育を必要とする事由が必要

	認可 保育所等	幼稚園 認定子ども園		新制度未移行の幼稚園等		認可外保育 施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○	○	○(※) (上限 11,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 11,300 円)	○(※) (上限 37,000 円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	/	○	×	○ (上限 25,700 円)	×	/
町民税非課税世帯の 満3歳児	/	○	○(※) (上限 16,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 16,300 円)	/
町民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○	/	/	/	/	○(※) (上限 42,000 円)

■認定の申請に必要な書類及び申請書類について

申請をされる際は、次の書類をすべて揃えて提出してください。

なお、必要な書類は、子育て支援課、住民環境課、東出張所、町内各保育所・認定こども園に準備しています。

◆全ての方に提出していただく書類

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定申請こども1人につき1枚)

◆新2・3号の認定申請に必要な書類

・保育を必要とする事由が確認できる書類(父母それぞれ1枚ずつ)

※保育を必要とする事由によって提出書類が異なります。裏面で必要な書類をご確認ください。

■子育てのための施設等利用給付認定の事由及び認定の期間について(新2・3号)

保育を必要とする事由として認められる要件、期間、必要書類については以下の表のとおりです。

(※)有田町ホームページから様式をダウンロードすることができます。

保育を必要とする事由	認定期間	必要書類
就労(自営業、農業等を含む) ※月 52 時間以上の就労	就労期間満了日が属する月の末日まで	<input type="checkbox"/> 就労証明書(※)または自営申立書(※)
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護	介護・看護が必要なくなるまで	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書(※) <input type="checkbox"/> 次の①～③のいずれか ①診断書 ②介護保険被保険者証の写し ③手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳)
就学(職業訓練を含む)	最終通学日が属する月の末日まで	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書(※) <input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写しなど <input type="checkbox"/> 授業の時間が分かるカリキュラムの写し(時 間割表など)
妊娠・出産	出産予定月の前2か月と産後8週目の 翌日が属する月の末日まで	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書(※) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (表紙及び分娩予定日がわかるページ)
保護者の疾病、障がい	疾病等が回復するまで	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由申立書(※) <input type="checkbox"/> 次の①②のいずれか ①診断書 ②手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳)
求職活動(起業準備を含む)	90日を経過する日が属する月の末日まで	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書(※) <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し
育児休業取得時に既に保育サービ スを利用している子の継続利用	育児休業対象児童が1歳になる年の 年度末まで	<input type="checkbox"/> 就労(予定)証明書(※) ※産前・産後休暇、育児休業期間欄に期間 が明記されていること。
その他、保育が必要であると 判断できる場合	必要と認められる期間	<input type="checkbox"/> 町が必要と認める書類

・育児休業中の新規申請は、ご家庭において保育が可能であるため、保育を必要とする事由として認められません。

・父母ともに求職活動の場合は、保育を必要とする事由として認められません。

■こんなときには届出が必要です!!

◆申込後、申請内容が変更となった場合は速やかに変更の届出が必要です。

●勤務状況に変更があったとき

- 例) ・転職した ・勤務先は変わらないが、勤務時間や勤務日数が変更になった
・就労していたが、出産のため産前休暇に入る ・求職活動中だったが、仕事が決まった
・就労していたが、仕事を辞めて別の仕事を探す

●家庭状況に変更があったとき

- 例) ・引っ越した ・離婚、結婚した ・祖父母と同居する

○お問い合わせ先
有田町役場 子育て支援課
☎0955-25-9200